

## 加古川市ひとり親家庭等学習支援事業実施要綱

令和4年7月1日  
こども部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する者で、現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）の子どもに対して、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う事業（以下「学習支援事業」という。）を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 学習支援事業の対象となる児童は、加古川市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者のうち、市の児童扶養手当を受給する世帯に属する小学4年生から小学6年生までの児童とする。

### (事業内容)

第3条 学習支援事業は、公民館等の公共施設において、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 基本的な生活習慣の習得支援
- (2) 学習習慣を定着させ、基礎的な学力の向上を図るための学習支援
- (3) 学習及び生活の相談
- (4) 児童の自己肯定感や社会性を育む居場所の提供
- (5) その他事業の目的の達成に資する事項

2 学習支援事業の利用にかかる費用は無償とする。ただし、利用する者が用意する教材費や実施場所までの交通費は利用者の負担とする。

### (委託)

第4条 市長は、学習支援事業を適切に運営することができると認められる法人その他の団体に委託することができる。

2 前項の規定により委託した場合において、市長は、当該事業の委託を受けた者に対し、当該委託の実施状況の内容を定期的に報告するよう求めるものとする。

### (利用申請等)

第5条 学習支援事業を利用しようとする者の保護者（児童扶養手当の受給資格者。以下「申請者」という。）は、市長に加古川市ひとり親家庭等学習支援事業利用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市のホームページ上に設けた様式に入力した事項を市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行われた申請については、同項に規定する書面により行われたものとみなす。この場合において、当該申請は当該記録がされた時に市の機関に到達したものとみなす。
- 3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、学習支援事業の利用の可否を決定し、その結果を加古川市ひとり親家庭等学習支援事業利用承認決定通知書（様式第2号）又は加古川市ひとり親家庭等学習支援事業利用不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 申請が多数となった場合における対象者の選考は、別記1のとおりとする。

（利用中止）

第6条 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止することができる。

- （1）市外に転出した場合
- （2）転居等により事業を継続して利用することが困難になった場合
- （3）他の利用者の利用に支障をきたすおそれがある場合
- （4）その他市長が事業の利用を継続することが困難であると判断した場合

2 市長は、前項の規定に基づき利用を中止した場合は、申請者に対し、加古川市ひとり親家庭等学習支援事業利用中止通知書（様式第4号）を通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

別記1（第5条関係）

第5条第4項に定める選考は、次のとおりとする。

1 選考は、希望する会場、希望する順位ごとに行う。

2 選考基準は下表による。合計点数が高い者から順に選考する。

選考基準	点数
多子世帯である（児童扶養手当の支給対象児童が3人以上いる）。	1
学習塾、家庭教師、通信教育を利用していない。	1
児童扶養手当の全部の支給を受けている。	1
対象児童が6年生である。	1

3 前項の選考を行ってもなお、選考順位が同程度の者がおり、順位が定めがたい場合は、抽選により決定する。

4 第6条による利用の中止があり、補欠者を選考する場合の選考順位は、前2項において決定した順位とする。

(様式第1号)

## 加古川市ひとり親家庭等学習支援事業利用申請書

年 月 日

加古川市長 様

下記のとおり、加古川市ひとり親家庭等学習支援事業の利用を申請します。

### 記

#### 1 対象者（児童）について

ふりがな 氏名	生年月日	学 校 名
	年 月 日	小学校( 年生)

#### 2 申請者（児童扶養手当受給資格者）について

ふりがな		対象者との続柄	電話番号
氏名			自宅 携帯
住所	〒 -		
緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> その他	氏名	対象者との続柄 電話 番号

#### 3 学習支援事業等について

希望する 会場	第1希望	第2希望	第3希望
現在利用している学習塾等 (家庭教師、通信教育含む)	<input type="checkbox"/> 利用している <input type="checkbox"/> 利用していない		
子どもに配慮してほしい事項			

#### 同意書

利用決定のために必要があるときは、私及び世帯員の住民基本台帳、課税台帳及び児童扶養手当に関する公簿等を調査すること、また、本申請内容を受託法人に提供することに同意します。

年 月 日

申請者氏名

様

加古川市長

**加古川市ひとり親家庭等学習支援事業利用承認決定通知書**

年 月 日付で申請のありました、加古川市ひとり親家庭等学習支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

対象者氏名			
実施場所			
利用期間		実施曜日	
実施時間			
備 考			

※注意事項を表示

様

加古川市長

**加古川市ひとり親家庭等学習支援事業利用不承認決定通知書**

年 月 日付で申請のありました加古川市ひとり親家庭等学習支援事業利用申請書に基づき審査した結果、下記の理由により承認できないので通知します。

記

不承認の理由	
--------	--

※注意事項を表示

(様式第4号)

第 年 月 日 号

様

加古川市長

**加古川市ひとり親家庭等学習支援事業利用中止通知書**

年 月 日付 第 号で通知しました加古川市ひとり親家庭等学習支援事業の利用について、下記の理由により中止しましたので通知します。

記

利用中止の理由	
---------	--

※注意事項を表示